

青森県報

号外第百三二号

平成十三年十二月十四日(金曜日)

目次

規則

- 青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(構造政策課) ……一
- 青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則……………(同) ……一
- 青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……二

告示

- 青森県農業改良資金貸付基準の一部改正……………(構造政策課) ……三
- 青森県林業改善資金貸付基準の一部改正……………(林政課) ……五

規則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

青森県規則第九十号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十一号」を「第十号」に改め、同項の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表の第五号中「若しくは機械」を「機械若しくは資材」に改め、「導入に必要な施設」の下に「若しくは資材」を加え、同号を同表の第四号とし、同表中第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表の第十一号中「その組織する団体において決定された」を削り、「又は豚」を「豚」に、「内容を」とする取決めに従い」を「又は鶏の飼養管理方法の改善により」に、「又は養豚」を「養豚又は養鶏」に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第十二号を同表の第十一号とし、同表の第十三号を同表の第十二号とし、同表の第十四号中「緊急生産調整推進技術導入資金」を「米生産調整推進技術導入資金」に、「緊急生産調整推進対策」を「水田農業経営確立対策」に改め、同号を同表の第十三号とし、同表中第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

二十五 ござう収穫技術改善資金 (ござうの収穫作業を省力化するために必要な機械の購入に要する資金)	七年内
--	-----

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則をここに公布する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

青森県規則第九十一号

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則

(利子補給)

第一条 県は、農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱(平成十三年五月一日付け一三経営第二百四号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第二に規定する農業経営負担軽減支援資金(以下「資金」という。)を貸し付ける要綱第二の四に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、この規則の定めるところにより、当該資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給率)

第二条 前条の利子補給の対象となる資金の利子補給率は、年一・二五パーセントとする。

(利子補給契約書)

第三条 第一条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第四条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における資金につき、その融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。)に対し、第二条に規定する利子補給率の割合で計算した金額とする。

(利子補給金の支払)

第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第六条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

- 一 県の利子補給に係る資金を借り受けた者(以下「借受者」という。)の経営改善計画(農業経営資源活用総合融資基本要綱(平成十三年五月一日付け一三経営第三百五十六号農林水産事務次官依命通知)第三の一の経営改善計画をいう。以下同じ。)の達成が困難であると認められたとき。

- 二 借受者が経営改善計画の書類に虚偽の記載をしたと認められたとき。
- 三 借受者がその借入金をもその目的以外の目的に使用したとき、又は農業経営を中止したとき。

2 県は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの規則又は第三条の利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第一条の利子補給に係る資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外)

第八条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)の規定は、適用しない。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成十三年度においては、第四条中「毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間」とあるのは、「この規則の公布の日から平成十三年十二月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

青森県農業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

青森県規則第九十二号

青森県農業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表林業生産高度化資金の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項の第五号中「施業受委託導入条件整備資金」を「施業受委託

託促進資金」に改め、「締結して」の下に「当該施業又は」を加え、「委託料の全額を一時に」を「委託料を」に、

「間伐、保育その他の施業を委託する場合にあつては、委託料の支払に要する費用の百分の八十に相当する額

に改め、同号を同項の第四号

「立木の管理の委託に係る森林一ヘクタール」を

立木の管理を委託する場合にあつては、当該委託に係る森林一ヘクタール一年につき一

万円

とし、同項の第六号中「、単線循環式軽架線、小径木搬出用」とい、「樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設若しくは、

「単線循環式軽架線を購入する場合にあつては、一セットにつき百九十万円

改造型搬出用施設を購

小径木搬出用といを購 及び 入し、又は設置する場 を削り、同号を同項の第五

は、一セット（延長百メートル分）につき百

号とし、同項の第七号を同項の第六号とし、同号の次に次のように加える。

七 間伐材高度利用

施設資金（パーク、

ツイン丸のこ盤、

木材乾燥施設、木

材防腐処理施設又

は集成材製造施設

で、農林水産大臣

が定める基準に適

十年以内

パーク又はツイン丸のこ盤を設置する場合にあつては、一セットにつき二百万円

木材乾燥施設、木材防

腐処理施設又は集成材

製造施設を設置する場合にあつては、当該設

合するものを設置 置に要する費用の百分 するのに必要な資 金の 八十に相当する額

第二条第一項の表林業生産高度化資金の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同表林業労働福祉施設資金の項の第一号中「、自動枝打機若しくは油圧式立木伐倒機」

「油圧式立木伐倒機を購

を「若しくは自動枝打機」に改め、

五年以内 (据置期 二年以内 内を含む。)

同項の第三号中「八百二十万円」を「七百五十万円」に改める。

第十二条第一項中「、高品質材生産資金」を削る。

第二十二条中「所轄農林事務所長」を「所轄農林水産事務所長」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の青森県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百八十六号

昭和三十九年十月二十七日青森県告示第九百六十二号（青森県農業改良資金貸付基準）の一部を次のように改正する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

第一の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表の第五号中「又は機械の」を「、機械又は資材の」に、「十一万九千円」を「十三万七千円」に、「十一万四千円」を「十三万二千円」に、「十萬千円」を「十二万九千円、作期競合回避技術を導入する場合にあつては十萬八千円」に、「八萬六千円」を「十萬四千円」に改め、同号

を同表の第四号とし、同表の第六号を同表の第五号とし、同表の第七号中「十三万七千円」を「十五万五千円」に、「十万三千円」を「十二万七千円」に、「四万八千円」を「六万六千円」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号中

「果樹支持施設を必要とする場合にあっては、新植に係る果樹(りんご、ぶどう及びももを除く。)の栽培の面積十アールにつき

二十六万六千円

「果樹支持施設を必要としない場合にあっては、新植に係る果樹(りんご、ぶどう及びももを除く。)の栽培の面積十アールにつき

十三万四千円

「果樹支持施設を必要とする場合にあっては、改植に係る栽培の面積十アールにつき

りんご(わい化栽培)

五十八万七千円

ぶどう 五十万七千円
りんご(わい化栽培) 三十七万七千円
りんご(普通栽培) 二十五万四千円

を

「高度な苗の生産方法として農林水産大臣が定める基準に適合するものにより生産された苗を利用する場合にあっては、新植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき十九万五千円(果樹支持施設を要する新植にあっては、新植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき三十二万七千円)

前段に規定する苗以外の苗を利用する場合にあっては、新植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき十三万四千円(果樹支持施設を要する新植にあっては、新植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき二十六万六千円)

「高度な苗の生産方法として農林水産大臣が定める基準に適合するものにより生産された苗を利用する場合にあっては、改植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき四十五万七千円(果樹支持施設を要する改植にあっては、改植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき六十六万七千円)

前段に規定する苗以外の苗を利用する場合にあっては、改植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき三十七万七千円(果樹支持施設を要する改植にあっては、改植に係る果樹の栽培の面積十アールにつき

二十四万九千円 五十八万七千円

同号を同表の第七号とし、同表の第九号中「施設の面積百平方メートルにつき二百七十七万七千円」を「施設の面積百平方メートルにつき二百七十七万七千円、高設栽培施設を導入する場合にあっては施設の面積百平方メートルにつき二百五十五万七千円」に、「三百十八万三千円」を「三百二十六万四千円」に、「施設の面積百平方メートルにつき三百四十五万三千円」を「施設の面積百平方メートルにつき三百五十三万五千円、高設栽培施設を導入する場合にあっては施設の面積百平方メートルにつき三百四十万七千円」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第十号中「三百六十一万八千円」を「三百七十七万七千円」に、「四百一十一万九千円」を「四百二十万七千円」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十一号中

「多年生牧草の栽培を目的とする草地の更新を行う場合にあっては、更新の面積十アールにつき

三万七千円

「多年生牧草の栽培を目的とする草地の更新を行う場合にあっては、更新の面積十アールにつき

三万七千円

「農林水産大臣が定める基準に適合するものに限り、)を行う場合にあっては、放牧地の面積十アールにつき

八万五千円

「排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあっては、成豚六十頭につき

百七十八万円

「排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあっては、人工授精による繁殖に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあっては、成豚八十頭につき

百四十四万五千円

同号に次のように加える。

五 鶏の飼養管理方法の改善を図るために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに必要な経費	成鶏百羽につき 十万五千円
---	------------------

第一の表中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同表の第十四号中「緊急生産調整推進技術導入資金」を「米生産調整推進技術導入資金」に、「緊急生産調整推進対策」を「水田農業経営確立対策」に改め、同表を同表の第十三号とし、同表中第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

二十五 ござう 収穫技術改善 資金	ござうの栽培面 積がおおむね五 十アール以上の 農業者等	まとめ置き装置付油 圧式堀取機	耕地十アールにつき 二十四万円
-------------------------	---------------------------------------	--------------------	--------------------

第二の表の第二号中「機械」の下に「鳥獣害防止資材」を加える。

青森県告示第六百八十七号

青森県林業改善資金貸付基準（昭和五十一年十二月二十五日青森県告示第九百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

第一の表の団地間伐促進資金の項中「三十五年生」を「四十五年生」に、「三十年生」を「四十年生」に、「森林組合」を「素材生産業者（法人にあつては、資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）、素材生産業者の組織する団体、森林組合」に改め、同表の高品質材生産資金の項を削り、同表の施業受委託導入条件整備資金の項中「施業受委託導入条件整備資金」を「施業受委託促進資金」に、「立木の管理の委託に係る委託料の一括前払費用」を「森林施業の委託又は立木の管理の委託に係る委託料の支払の費用」に改める。